

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原 告 深澤洋子外43名

被 告 東京都知事外4名

準 備 書 面 (1)

平成19年2月6日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋 本



被告ら指定代理人

中 村 次 良



同

貫 井 彩



同

本 多 敦 義



同

藤 本 清 孝



同

前 田 康 行



同

吉 野 正 祐



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

森 田 雅 文



同

吉 原 信 貴



同

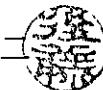
井 上 学



被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

後 藤 謙



同

小 谷 健



同

玉 田 嘉



同

大和田 隆



同

大 坪 安



同

内 野 祐



同

向 山 公



被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

鳥 海 正



被告東京都水道局長指定代理人

杉 山 芳



同

徳 永 宏



同

藤 代 将



同

牧 田 嘉



被告らは、平成18年10月17日付け原告ら準備書面⑩について、以下のとおり反論する。

第1 はじめに

原告らは、原告ら準備書面⑩において、国に対し独自に情報公開請求し、入手した本件ダムに係るH12貯水池周辺斜面安定対策検討業務報告書（平成13年3月。以下「対策検討業務報告書」という。甲D第9号証）、H10林地区地質調査（その2）報告書（平成11年3月。以下「林地区地質調査報告書」という。甲D第10号証）、H8横壁地区地質調査報告書（平成9年2月。以下「横壁地区地質調査報告書」といい、「対策検討業務報告書」及び「林地区地質調査報告書」とあわせて「本件各報告書」という。甲D第11号証）と、八ッ場ダム工事事務所のHPに掲載されている国土交通省の貯水池地すべりに対する見解（甲D第12号証）をもとに、本件ダムの貯水池周辺斜面における地すべりの危険性等、本件ダムの安全性について縷々主張する。

しかしながら、後記第2で述べるとおり、本件ダム計画の事業者であり、実際に本件ダムの貯水池周辺斜面の安定性を確保するために、調査・検討・施工を行っている国土交通省は、本件各報告書と他の調査報告書などだけでなく、八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会（以下「地盤安定検討委員会」という。）を設け、地質や地すべりの専門家の意見を踏まえつつ、必要な対策を検討し、実施してきており（乙第117号証）、また、本件ダム計画は国土交通大臣が法律に基づき定めたものであり、都がその計画の適法性及び妥当性について審査する立場にないことは、これまで繰り返し述べたとおりである。

したがって、原告らの主張は理由がないものであり、それ自体失当であるが、参考までに、原告らの主張に理由がないことについて、原告らが根拠とする本件各報告書及び地盤安定検討委員会による検討結果に基づき、

可能な範囲で指摘する。

第2 貯水池周辺斜面の安全性の対策について（乙第93号証 ハツ場ダム工事事務所HP）

地すべり対策に当たり、国土交通省は、平成8年度、ハツ場ダム工事事務所に地すべりの専門家からなる地盤安定検討委員会を設置し、平成12年度まで本件ダム貯水池周辺斜面（主に地すべり）の安定評価と対策方針について調査、検討を行った。

まず、本件ダム貯水池周辺の地すべりについて、地盤安定検討委員会は、貯水池周辺全域を対象に航空写真、地形図、地質図、文献資料等を収集し、これらに基づき、本件ダム貯水池周辺の地域から地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として22箇所の地域を抽出した（乙第117号証図-2抽出地すべり位置図）。

次に、この22箇所の地域について、現地踏査により詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行うとともに、各箇所の既存の調査データの収集・整理を併せて行い、その結果に基づき、当該箇所の地形成因が地すべりによるものかどうか判定を行い、湛水による地すべりの可能性が高い箇所として5箇所（川原畑地区二社平、横壁地区白岩沢、林地区久森2箇所、林地区勝沼）、地すべりの発生が考え難い箇所として17箇所（横壁地区西久保など）に分類した。なお、その後、湛水による地すべりの可能性が高い5箇所のうち1箇所（林地区勝沼）を2箇所に分割したため、地すべり発生の可能性が高い箇所は6箇所となった。

地盤安定検討委員会は、地すべり発生の可能性が高い箇所6箇所について、現地におけるボーリング調査、動態観測及び詳細な踏査を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行い、地すべり対策の必要性について検討を行った。

その結果、地盤安定検討委員会は、6箇所のうち、川原畑地区二社平の

1箇所と林地区勝沼の2箇所、計3箇所については、保全対象物（一般的に、家屋、道路、鉄道、送電鉄塔などが保全対象物とされる。）があることから地すべり対策が必要と判断し、横壁地区白岩沢の1箇所と林地区久森の2箇所、計3箇所については、当初想定していた岩盤地すべりがないことや、湛水により不安定になるブロックが影響を及ぼす範囲内に保全対象物がないことなどから、地すべり対策の必要がないと判断した。

この結論を受け、国土交通省は、川原畠地区二社平など3箇所について、押え盛土による対策工事を行うこととした。この押え盛土工事は、ダム完成後の貯水位の変動、満水位から夏期制限水位への変動を前提として、水没部分の浮力の発生や水位変動にともなう残留間隙水圧による斜面の不安定化に対し、十分に抵抗できる安全な設計となっている。

さらに、国土交通省は、ダム完成後の湛水にあたり万全を期すために、事前に貯水池全域の斜面を対象に再検討を行うとともに、地盤安定検討委員会の意見を踏まえ、必要な箇所では斜面の変動を観測する動態観測等を実施する予定となっている。

なお、原告らが地すべりの危険性があると主張する4箇所の地域は、地盤安定検討委員会により湛水による地すべりの可能性が高いとされた6箇所のうち①国土交通省が地すべり対策を実施することとしている川原畠地区二社平と林地区勝沼及び②湛水により不安定になるブロックが影響を及ぼす範囲内に保全対象物がないことから対策を実施しないこととした横壁地区白岩沢並びに③湛水による地すべりの発生が考え難い箇所と分類された17箇所のうちの一つである横壁地区西久保であるが、これらについては、後記第3において詳しく述べる。

第3 原告ら準備書面(10)における個別の主張について

1 川原畠地区二社平について（乙第117号証図-2の③）

原告らは、川原畠地区二社平について、当地の地すべり地が位置する尾

根の基盤岩であるハツ場層は、温井層の貫入を受けて変質・粘土化・軟質化しており、現在の想定地すべり面だけが弱線となっているわけではないから、地下水位の上昇により不安定化する土塊は既存のすべり面に規制されるとは限らず、想定した地滑り土塊のつま先だけを押え盛土工法で固めても、地すべりの進行が止まることはないと主張する（同書面13頁末行ないし18頁3行目、66頁3行目ないし17行目、69頁下から6行目ないし70頁末行）。

しかしながら、ハツ場ダム工事事務所HPによると、国土交通省は、尾根の先端で崩壊が見られ、さらに地層下部に変質したハツ場安山岩の弱層（ボーリング調査の結果、岩盤の風化状況、粘土化状況、開口割れ目の有無で判別）が存在したことから、この弱層がすべり面になると判断したのである（乙第117号証）。

また、前記第2で述べたとおり、押え盛土による対策工事は、ダム完成後の貯水位の変動、満水位から夏期制限水位への変動を前提として、水没部分の浮力の発生や水位変動にともなう残留間隙水圧による斜面の不安定化に対し、十分に抵抗できる安全な設計を講じて行われるものである。

すなわち、水没部分に浮力が働くことによる地すべりの発生、水位の変動にともなう斜面の不安定化に起因する地すべりの発生など、複数の想定に基づき、それら地すべりを起こす力に抵抗するものとして押え盛土工事を設計し、実施を計画しているのである（乙第93号証、乙第117号証図-3二社平地すべり周辺地質平面図、図-4二社平地すべり断面図、図-5対策断面図）。

2 林地区勝沼について（乙第117号証図-2の⑩、⑩-1、⑩-2）

(1) 原告らは、林地区勝沼について、林地区地質調査報告書（甲D第10号証）で「今後は明瞭な地すべり面の有無を確認し、地すべり機構の詳細が把握できるような調査が必要と思われる」と報告されているのにも

かかわらず、国土交通省は追加調査を実施しないまま、対策範囲を決定したとして、地すべり機構が十分に解明されていないと主張する（同書面24頁14行目ないし27頁10行目）。

しかしながら、対策検討業務報告書（甲D9号証46頁5行目ないし末行）によると、国土交通省は、平成10年度に林地区地質調査報告書による報告があった後の平成12年度に林地区勝沼においてミストボーリングを実施した上で、2つの地すべりブロック（乙第117号証図－2の⑯－1と⑯－2）を確認し、斜面の安定性を確保するために必要な地すべり対策を決定している。

(2) 原告らは、軟質脆弱化し、保水しやすい性状の林層安山岩類の斜面の過半が湛水すれば、斜面の不安定化が一層高まり、国土交通省が想定した地すべり面の根拠も薄弱であることから、押え盛土による対策工事は効果がないと主張する（同書面18頁4行目ないし34頁3行目、66頁下から7行目ないし67頁下から9行目、69頁下から6行目ないし70頁最終行）。

しかしながら、八ツ場ダム工事事務所HPによると、国土交通省は、ボーリング調査を実施して検討を重ねた結果、当地が3つの地すべりブロックに分割され、これら3ブロックのうち、中央の大きな地すべりブロック（乙第117号証図－2の⑯）については、堅硬な熔岩が林層深部まで連続して分布していることをボーリング調査により確認したため、これを切って地すべり面が形成される可能性が考えにくいくことから、滑動する可能性は極めて小さいと判断し、残りの2つの地すべりブロック（乙第117号証図－2の⑯－1と⑯－2）については、林層内部に変質した弱層（ボーリング調査の結果、⑯－1は、岩盤の風化状況、粘土化状況から判別し、⑯－2は、岩盤の風化状況、粘土化状況及びスリッケンサイドの有無で判別）があることを確認したため、これがすべり面を形成していると判断したのである（乙第93号証、乙第117号証図

－6 勝沼地すべり周辺地質平面図、図－7 勝沼地すべり周辺地質断面図（C測線）、図－8 勝沼地すべり周辺地質断面図（A測線：⑩-1 ブロック）、図－9 勝沼地すべり周辺地質断面図（3測線：⑩-2 ブロック）、図－10 対策断面図）。

また、前記第2で述べたとおり、国土交通省は、水没部分に浮力が働くことによる地すべりの発生、水位の変動にともなう斜面の不安定化に起因する地すべりの発生など、複数の想定に基づき、それら地すべりを起こす力に抵抗するものとして押え盛土工事を設計し、実施を計画している。

3 横壁地区白岩沢について（乙第117号証図－2の⑭）

原告らは、横壁地区白岩沢について、基盤の林層に劣化部があり、湛水によって林層が地すべりを起こす危険性があると主張する（同書面34頁4行目ないし42頁9行目、52頁6行目ないし61頁1行目、63頁下から6行目ないし64頁末行、68頁末行ないし69頁19行目、69頁下から6行目ないし70頁末行）。

しかしながら、八ツ場ダム工事事務所のHPによると、国土交通省は、詳細踏査、ボーリング調査、動態観測に基づき、当該箇所の地すべりブロックが7ブロックに分割していることを確認し、これらブロックごとに湛水の影響を考慮した安定計算を行った結果、そのうち1ブロックが湛水により不安定になると判断した。国土交通省は、この不安定になるブロックが湛水区域内であることと、その影響範囲内に保全対象物がないことから、地すべり対策工事は必要がないとしている（乙第93号証）。

4 横壁地区西久保（小倉）について（乙第117号証図－2の⑮）

原告らは、横壁地区西久保について、平成10年に小倉集落付近の斜面に亀裂が発生したことを根拠に、基盤の林層が地すべりを起こす危険性が

あると主張する（同書面34頁4行目ないし52頁5行目、62頁下から6行目ないし63頁下から7行目、67頁下から8行目ないし68頁下から2行目、69頁下から6行目ないし70頁最終行）。

しかしながら、八ツ場ダム工事事務所のHPによると、当地は、国土交通省が、現地調査により詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行うとともに、各箇所の既存の調査データの収集・整理を併せて行い、その結果に基づき、当該箇所の地形成因が地すべりによるものかどうか判定を行った結果、湛水による地すべりの発生が考え難い箇所として分類した17箇所のうちの1つである。

なお、平成10年の集中豪雨の際に小倉集落付近で生じた亀裂については、上記の湛水による地すべりの可能性を検討した箇所の一部と位置的に重なるが、当該亀裂は集中豪雨により発生したものであることから、湛水による地すべりの危険性との関連性が認められず、また、当該亀裂に起因する小規模な地すべりへの対策は、鋼管杭、排土（切土）及び押さえ盛土などの緊急工事により既に実施されている（乙第93号証、乙第117号証図－12横壁小倉地区平面図、図－13横壁小倉地区断面図、図－14対策断面図）。

5 国土交通省の地すべり予測能力と対応能力について

原告らは、奈良県の大滝ダム及び埼玉県の滝沢ダムにおける地すべり発生事例を挙げ、国土交通省の地すべり予測能力と対応能力は著しく低いと主張する（同書面7頁3行目ないし18行目、65頁2行目ないし22行目、77頁下から7行目ないし80頁末行）。

しかしながら、そもそも大滝ダムや滝沢ダムにおいて地すべり又は亀裂が発生したことは、本件ダム貯水池周辺の地すべり対策の是非とは全く関係がないことであり、また、都は、国土交通省の地すべり対応能力等を評価する立場にはないが、これまでに述べたとおり、国土交通省は、本件ダ

ム貯水池周辺の地すべり対策が必要な箇所について、十分に安全な設計に基づく対策工事や、観測を実施するとしている。

以上